#### その悩み、 ひきこもり相談会 話してみませんか

間福祉総合課ふくしの相談係(☎5722-9064、₹5722-9062)

ひきこもりは、さまざまな要因で社会的な活動の場面が狭まり、就労 や就学など自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態と されています。元気や自信が失われている状態で、甘えや怠けでは決し てありません。「ひきこもったままで、どうしたらいいか分からない」「ど う声を掛けたらいいのか分からない」など、悩んでいませんか。東京都 ひきこもりサポートネットの専門相談員が、ひきこもりに関する悩みを お聞きします。ぜひ、相談してください。

- **■**①11/2(火)②11/8(月)10:00~17:00のうち1人45分程度
- 場総合庁舎内会議室
- **対区内在住の、ひきこもりに悩んでいる15歳以上の本人または家族**
- **申**電話(匿名可)で、①10/26②11/1までに、東京都ひきこもりサ ポートネット(☎0120-529-528。月~金曜日10:00~17: 00。祝・休日を除く)へ

#### 東京都ひきこもりサポートネット (右コード)



ひきこもりなどの困難を抱える本人や家族を支援す るひきこもり地域支援センターとして、都の委託を受け、NPO法 人青少年自立援助センターが運営しています。

圓介護保険課介護予防係 (☎5722-9608、₩5722-9716)

高 元気あっぷシニアの部活

脳に効く!ウォーキング

ずっと続けられる介護予防を目指して、仲間と楽しく自主的に活動するグ ループづくりを目的としたコースです。まずは、体験・説明会にお申し込み

対区内在住の60歳以上で、医師から運動を止められていないかた(要介護1 ~5認定のかたを除く) **定**各15人(先着)

#### 元気あっぷシニアの部活

ください。

内介護予防やフレイル(虚弱)予防の知識や運動方法

会場	体験・説明会日時	コース日時(全16回)
		11/5~4年3/4(12/31・2/11を除
(中町1-6-23)	14:00~15:30	く)の毎週金曜日14:00~16:00
②田道住区センター三田分	10/29(金)	11/12~4年3/11(12/31・2/11
室(三田2-10-33)	14:00~15:30	を除く)の毎週金曜日14:00~16:00

# 脳に効く!ウォーキング

内認知症予防の知識や効果的なウオーキング方法

会場	体験・説明会日時	コース日時(全16回)
③区営青葉台一丁目アパー ト集会所(青葉台1-6- 48)	10/25(月) 14:00~15:30	11/8〜4年3/7(1/3・10を除く)の 毎週月曜日14:00〜16:00

■電話で、希望する①~③のいずれかの申込先へ(1人につき1コース) ①社会福祉法人奉優会

☎3760-1610(月~土曜日9:00~17:00。祝・休日を除く)

②③スポーツクラブルネサンス三軒茶屋24

☎070-4238-8125(月~金曜日10:00~17:00。祝・休日を除く)

語ろう人権 家庭で地域で



# いかなる差別もしない、 させない、許さない



**週**人権政策課(☎5722-9214、**2**5722-9469)

#### 過去の教訓が生かせなかった

人権の世紀といわれる現代に、 コロナ禍により患者や家族、医療 従事者が、周囲から排除すべき対 象のように扱われ、差別されると いった事象が多発しました。しか し、恐れるべきはウイルスであり、 人間ではありません。

私たちはかつて、差別という、 病とは別の苦しみを与える感染症 の惨状を経験しています。それは、 ハンセン病の差別です。この感染 症に関する知識や理解の欠如から、 必要のない排除や攻撃、侮辱を受 け人生を狂わされた人々の壮絶な 過去を忘れることはできません。

# 自分も差別している側かも

差別とは、自分では選べない出 身地、学歴、性別、性的指向や性 自認、年齢、家柄、民族、障害の 有無などについて上下の値打ちを つけ、人や団体の自由や権利を無 視、侵害することです。

差別やいじめをする側の動機の 多くは、誰かを標的とした自分の うっ憤のはけ口です。ともすれば、 誰もが思いがけず、差別をする側 にも、される側にもなるかもしれ ません。今は安易にインターネッ 会を実現しましょう。

ト上で匿名の書き込みや扇動がで きるため被害が深刻化し、社会問 題になっています。中でも、部落 差別(同和)問題や、特定の国を対 象としたヘイトスピーチは、非常 に深刻な人権課題です。

### みんなが人間として 尊重される社会に

平成28年、人権に関する3つの 法律(部落差別解消推進法、障害 者差別解消法、ヘイトスピーチ解 消法)が施行され、令和3年には ひぼう中傷の投稿者を特定しやす くする改正プロバイダー責任制限 法が成立するなど、徐々に法的な 整備が進んでいます。

あなたは、突然、自分や家族が 差別されたり、誰かが差別やいじ めを受けているのを見たりしたら、 どうしますか。そのときに、自分 の言葉で「NO」と言えるよう、 しっかりと学んでおきましょう。

目指すのは、差別を恐れて自分 のことを隠す必要のない社会です。 正しい知識に基づいて偏見を払拭 し、過去の差別の教訓を、現代に 生かさなければなりません。誰も が人として尊重され、安心して自 分らしく暮らし続けられる地域社

# 10/18~24は行政相談週間



# 行政相談をご利用ください

間区民の声課(☎5722-9424、25722-9395)

行政相談は、国の行政機関や独立行政法人などへの苦情、意見、 要望を受け付け、行政とは異なる立場から解決や実現を図り、行政 の制度や仕組みの改善に生かす仕組みです。総務大臣から委嘱を受 けた行政相談委員が、相談に応じます。

#### このような相談がありました

- 感染拡大の影響で収入が減少し支援を受けたいが、どうすればよ いか教えてほしい
- ●国道に危険箇所があるので、早く改修してほしい
- 生活保護の支給額が前月より少ないことに納得できない ほかにも、「手続きや申請を、どこに相談していいか分からない」 「関係機関の説明や対応に納得がいかない」「関係機関に直接苦情 を言いにくい」「制度や仕組みが分からない」といった相談も受け 付けています。

### 相談窓口を開設しています(予約が必要)

■毎月第1月曜日13:00~16:00 (祝日の場合は翌日)

場総合庁舎本館1階区民の声課

前週の月曜日から、電話(☎5722-9424)または区民の声課窓  $\Box$ 

# 専用電話・インターネットで相談できます

●電話による相談

総務省行政相談センターきくみみ東京「行政苦情110番」 ☎0570-090110(IP電話の場合☎3363-1100)、**™**5331-

**受付時間** 月~金曜日8:30~17:00(祝·休日、 年末年始を除く)

インターネットによる相談(右コード)



凡例時日時 場会場 内内容 師講師 対対象 定定員 Y費用 申申し込み 問問い合わせ 中ホームページ 子子ども・子育て世帯対象 高高齢者対象